


第4号
2019年
11月4日

INFINITY

～八王子地本青年部情報～

東日本旅客鉄道労働組合
八王子地方本部青年部
発行責任者 神津 良樹
編集責任者 岩上 拓矢
八王子地本HP 
「東労組八王子」で検索

〒192-0904 東京都八王子市子安町1-14-15 TEL/053-2725

**「時季変更権の乱用による年次有給休暇の失効を許さず適正な
要員配置を求める八王子地本集会(仮称)」に結集しよう！！①**

東日本旅客鉄道株式会社八王子支社
支社長 内田 海基夫 殿

八地申 第29号
2017年3月29日

東日本旅客鉄道労働組合
八王子地方本部
執行委員長 金井 正明

年次有給休暇の請求に対する適切な取り扱いを求める申し入れ

八王子地本は、立川車掌区で発生している正当な理由なく時季変更権を行使されたことによって、年次有給休暇（以下、年休）が取得できずにいることを3年前から指摘し続けてきました。私たちの調査では、2016年度において年休申請数は10405件、年休取得数は1498件、時季変更権の行使数は8897件となっています。年休の取得率は、わずか14.4%にすぎません。

このことは、労働者の時季指定する権利である労働基準法第39条の趣旨を逸脱しているばかりか、独善かつ傲慢な経営姿勢を現していると言えます。まさに、時季指定する労働者の権利を著しく侵害しているものであり、到底看過することはできません。

また、4月の勤務発表時には、年休申請簿に年休の押印はされていますが、時季変更の押印はされていません。なぜ時季変更の押印がないのかと問えば、勤務確定は2日前であるからの回答がなされています。このことは、36協定締結時に一方的に会社が行った「急遽の業務遂行要員をあらかじめ確保するという観点から、業務運営上必要な範囲内で『年休の時季変更権の行使を留保する』』といった勤務指定と何ら変わりありません。

このことは、労働者の予定が立たないことにつながり、不利益な取り扱いであると言わざるを得ません。一方的かつ独善的な取り扱いである不当な取り扱いを直ちに是正し、「労使対等の原則」に踏まえた正常な労使関係および事業運営を構築することを強く求めるものです。

鉄道の安全を確保するために、組合員が「安全・健康・ゆとり・働きがい」を持てる職場環境を実現しなければなりません。

したがって、下記の通り申し入れます。真摯な回答を要請します。

記

1. 時季指定した年次有給休暇に対し、時季変更権を行使した場合の取り扱いについて明確に示すこと。
2. 労働基準法第115条の趣旨に鑑みれば、時季変更権が行使された場合は、時効の中断が発生することに対するの考えを示すこと。
3. 時効の中断が発生した場合は、時季変更権を行使した日を起算日として2年間は時効による年休消滅がないことから、社員に対して年休の残日数について明確に示すこと。
4. 時季指定した年休に対して時季変更権が行使されて時効が中断されたにもかかわらず、時効によって消滅したとして労働者に正しく伝えられていない年休残日数を、年次有給休暇申込簿等の保存期間の5年に遡って復活させること。

以上

この間の申29号のたたかいを確認しよう！

**時季変更権の濫用による年次有給休暇の失効を許さず
適正な要員配置を求める八王子地本集会(仮称)**

2019年11月18日 18:30～ クリエイトホール5階ホール